

日・インド社会保障協定 説明会

厚生労働省年金局国際年金課
日本年金機構事業企画部国際事業グループ

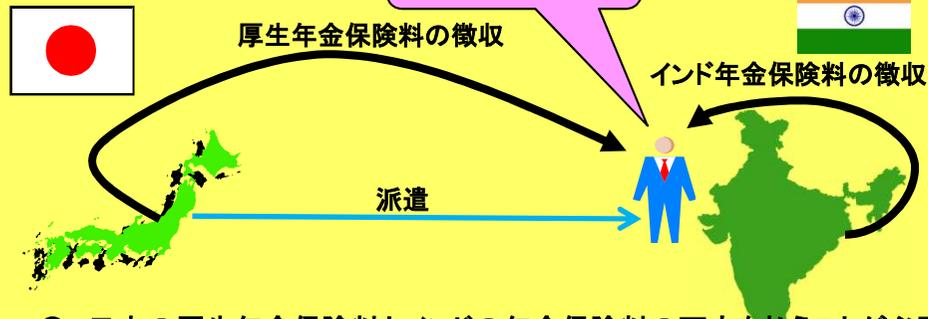
この説明会資料は、2016年8月時点の情報に基づき作成しています。
最新の情報は、日本年金機構HP等でご確認をお願いいたします。

社会保障協定とは

○ 社会保障協定のねらい → 国際間の人的移動の活発化に伴う年金等における課題の解決

○ 協定発効前

【二重負担の課題】

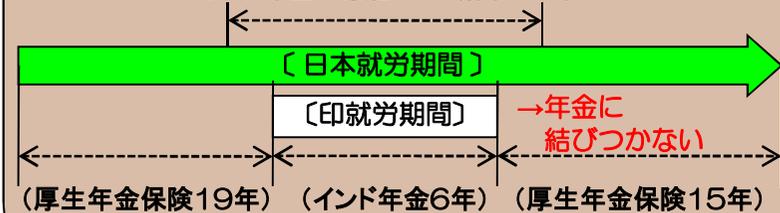


○ 日本の厚生年金保険料とインドの年金保険料の両方を払うことが必要

【年金受給資格の確保の課題】

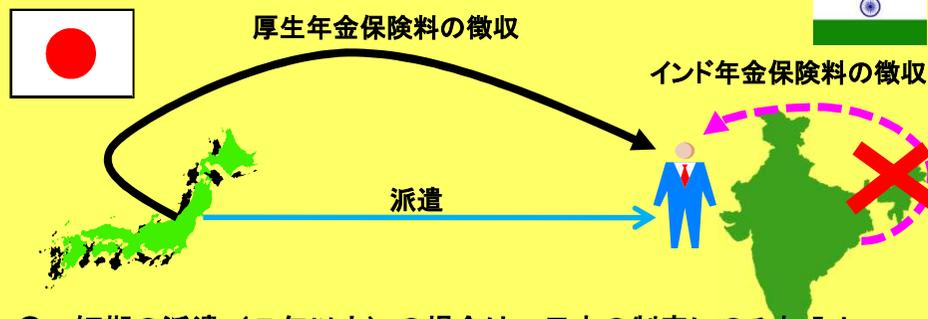
…インド年金の最低加入期間である10年を満たさず、
インド年金は不支給。

(インド年金の最低加入期間: 10年)



○ 協定発効後

【二重負担の解消】



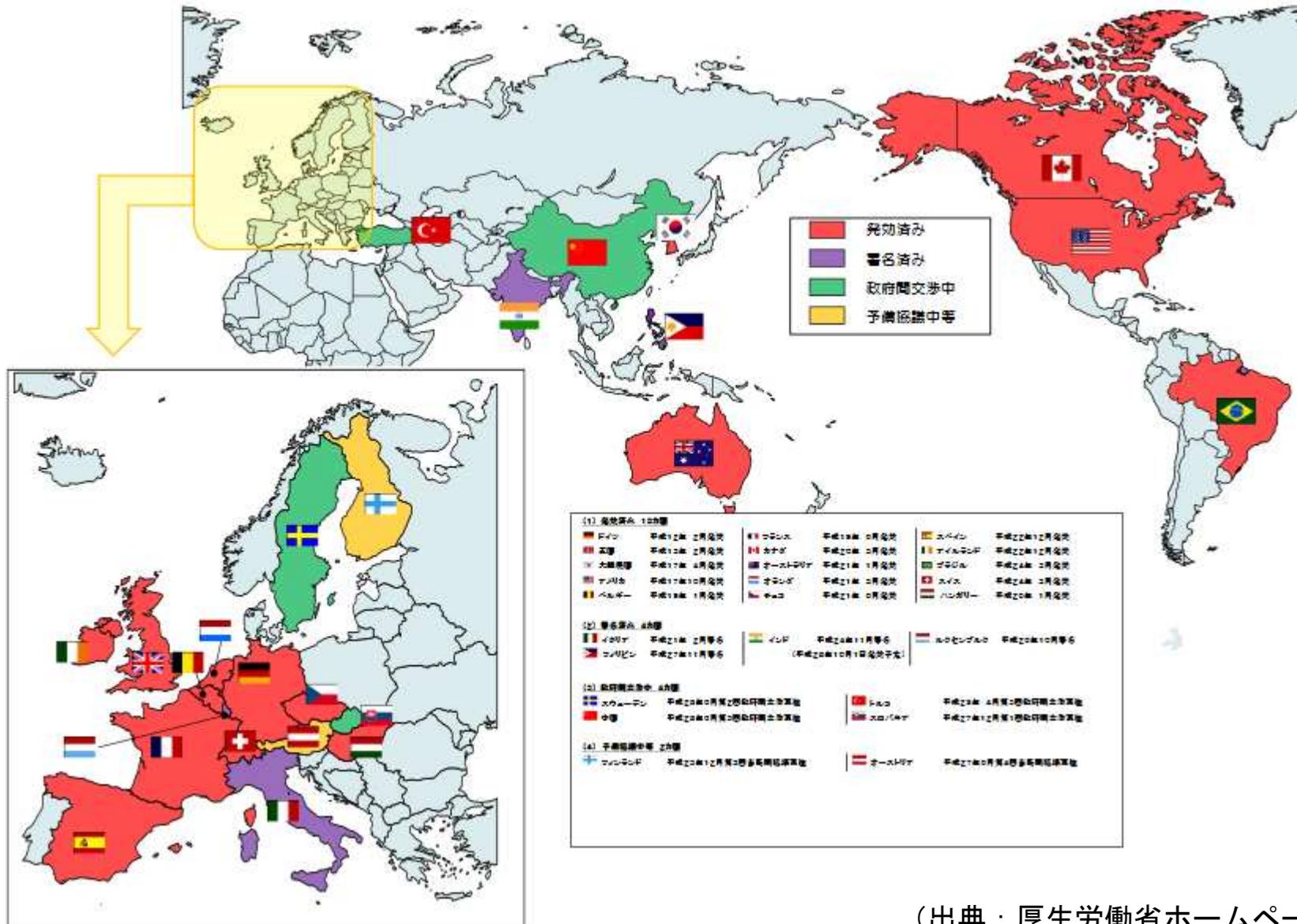
○ 短期の派遣（5年以内）の場合は、日本の制度にのみ加入し、
インド制度への加入義務免除（原則は就労国で加入）。

【年金受給資格期間の通算】

…両国の期間を通算すると40年（34年＋6年）となり、
インド年金の最低加入期間を満たし、インド年金の受給が可能
（ただし、支給額は6年分）。



社会保障協定の締結状況 (2016年7月20日現在)



(出典：厚生労働省ホームページ)

社会保障協定の締結状況（再掲） （2016年7月20日現在）

（1）発効済み 15カ国

 ドイツ 平成12年 2月発効
 英国 平成13年 2月発効
 大韓民国 平成17年 4月発効
 アメリカ 平成17年10月発効
 ベルギー 平成19年 1月発効

 フランス 平成19年 6月発効
 カナダ 平成20年 3月発効
 オーストラリア 平成21年 1月発効
 オランダ 平成21年 3月発効
 チェコ 平成21年 6月発効

 スペイン 平成22年12月発効
 アイルランド 平成22年12月発効
 ブラジル 平成24年 3月発効
 スイス 平成24年 3月発効
 ハンガリー 平成26年 1月発効

（2）署名済み 4カ国

 イタリア 平成21年 2月署名
 フィリピン 平成27年11月署名

 インド 平成24年11月署名
 （平成28年10月1日発効予定）

 ルクセンブルク 平成26年10月署名

（3）政府間交渉中 4カ国

 スウェーデン 平成28年6月第2回政府間交渉実施
 中国 平成28年6月第5回政府間交渉実施

 トルコ 平成28年 4月第5回政府間交渉実施
 スロバキア 平成27年12月第1回政府間交渉実施

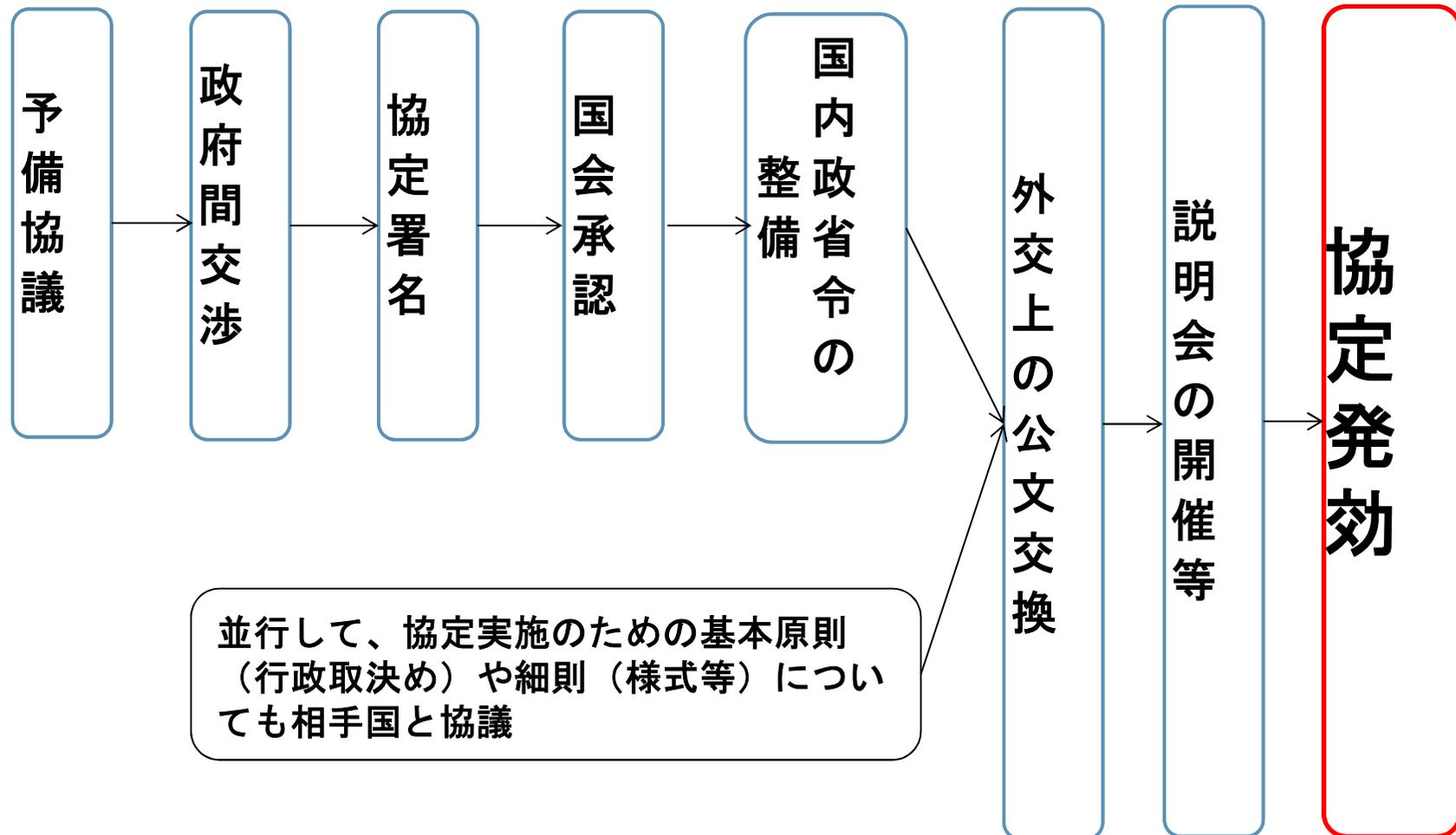
（4）予備協議中等 2カ国

 フィンランド 平成25年12月第3回当局間協議実施

 オーストリア 平成27年6月第4回当局間協議実施

（出典：厚生労働省ホームページ）

(参考) 協議開始から発効までのプロセス



日印社会保障協定について

発効日

2016年10月1日

対象となる社会保障制度

両国の年金制度のみが対象となります。

◆ 日 本： 国民年金・厚生年金保険

◆ インド： 被用者年金 (EPS)・被用者積立基金 (EPF) 等

日印社会保障協定について

3つのポイント

- ① 二重負担の解消
- ② 保険期間の通算
- ③ 申請書の代理受理

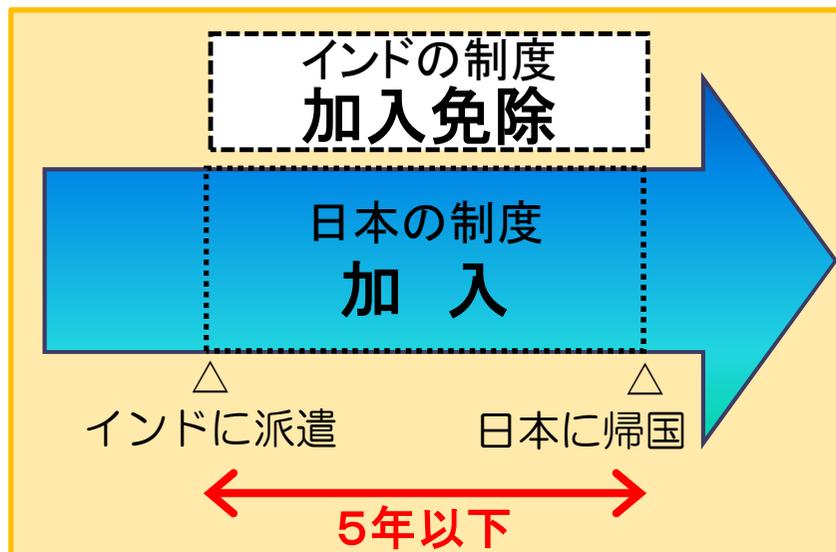
日印社会保障協定のポイント①～二重負担の解消～

日印協定における適用調整のルール

<他の社会保障協定と共通のルール>

- 派遣先国の制度（日本からの派遣の場合にはインドの制度）のみに加入することが原則となります。
 - **一定条件**（派遣期間が5年を超えない）を満たす場合には**例外的に派遣元国の制度のみへの加入が可能**となります。

《5年を超えないと見込まれる派遣の場合》



<*その他:>

日印協定に特徴的なルール>

- **被用者のみ**を対象とします。
 （理由：インドでは自営業者を対象とした強制加入の年金制度が無く、自営業者については二重加入が生じないことから、そもそも協定の対象とはされていないため。）

日印社会保障協定のポイント①～二重負担の解消～

適用調整の対象となる派遣期間の延長

派遣期間を延長して合計が5年を超えるようにすることは、予見できない特段の事情等がある場合に、個別に両国間で協議し、合意した場合に認められます。

ただし、延長期間は**3年を超えない**期間とされています。

収入を理由にインドの年金制度に加入できない派遣者の特例

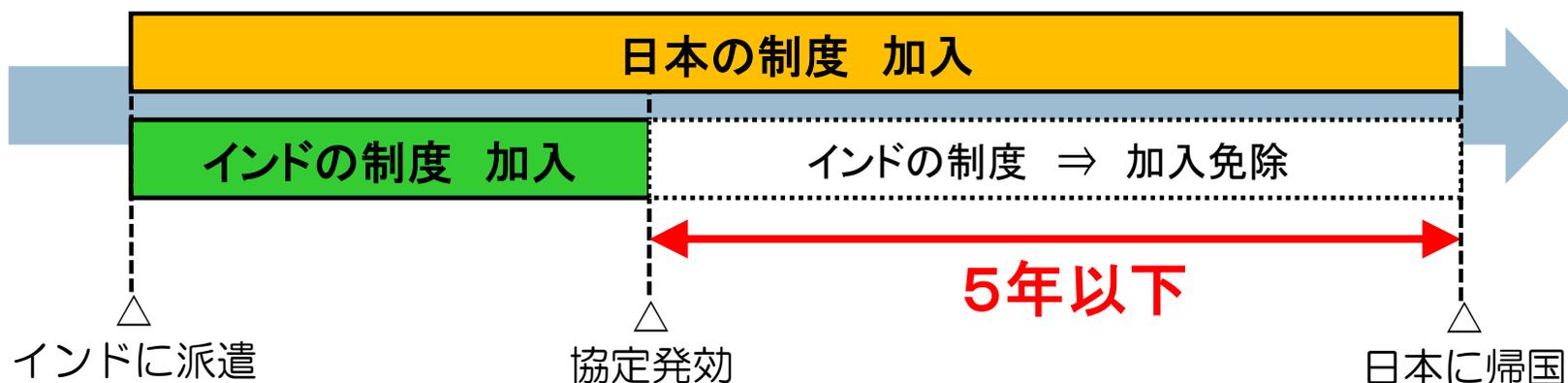
当初の派遣期間と延長期間の合計が8年(5年+3年)を超える場合であっても、**派遣者の収入が一定基準を超えるためにインドの被用者年金制度(EPS)に加入することができない場合は、日本制度に継続して加入**することができます。

※月収15000ルピーを超える外国人労働者等はインドの被用者年金制度(EPS)に加入することができない。(2014年9月施行のインド年金制度改正より)

日印社会保障協定のポイント①～二重負担の解消～

協定発効前から派遣されている方々について

協定発効日の時点において、既にインドに派遣され就労している場合、当該発効日を起算点として、予定された派遣の期間が5年以下と見込まれる場合には、インドの制度への加入が免除されます。



日印社会保障協定のポイント①～二重負担の解消～

随伴する配偶者・子

日本からインドに派遣された被用者に随伴する配偶者については、日本の年金制度が引き続き適用されます。なお、インドで就労しない限り、インド年金制度の適用はありません。

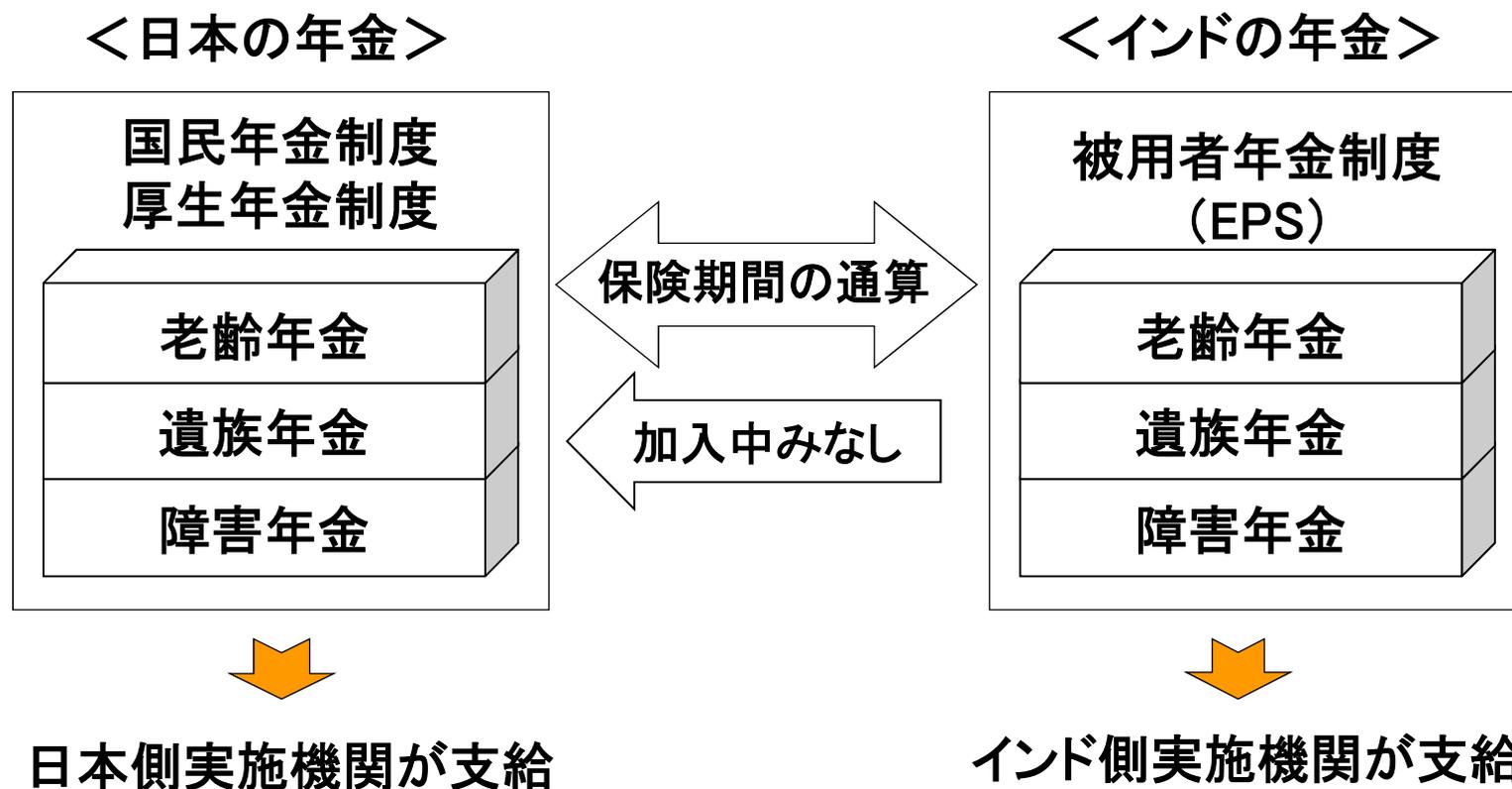
※ インドから日本に派遣された被用者が日本の制度の適用を免除されている場合、その者に随伴する配偶者・子は、一定の条件を満たす場合、日本の制度の適用を免除されます。(ただし、配偶者・子が日本の制度への加入を希望する場合には、その限りではありません。)

(参考) 厚生年金保険への任意加入

※ 9ページの特例に該当せず、協定により派遣者にインド制度への加入義務が生じる(そのため日本の制度への加入義務が無くなる)場合でも、厚生年金保険の特例加入制度に加入することは可能です。

※ この場合、インド制度(強制)及び日本制度(任意)に加入することになり、日本制度からの給付額がその分増額されることとなります。

日印社会保障協定のポイント②～保険期間の通算～



※年金はそれぞれの国のルールで計算され、支給されます。

日印社会保障協定のポイント②～保険期間の通算～

保険期間の通算

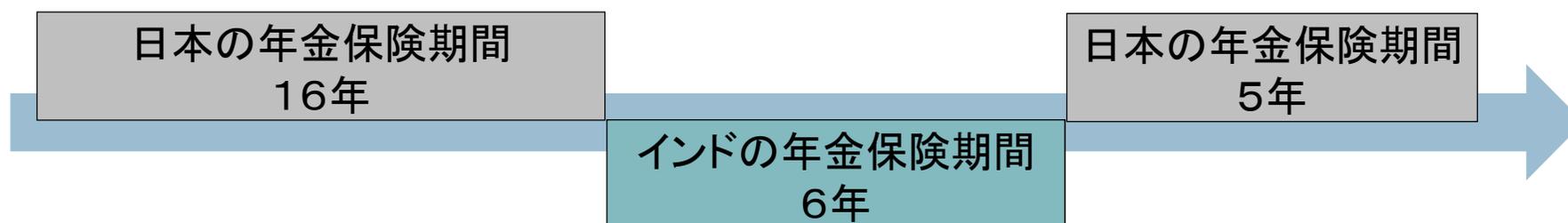
- **年金の受給資格要件を満たすために、相手国の年金保険期間を算入することができます。**

具体的には、

- ◆ 日本の老齢年金では、現在、25年の年金保険期間が必要ですが、日本の期間だけでは25年を満たさない場合、日本の期間と重複しない限りにおいてインド被用者年金制度(EPS)の年金保険期間を足し合わせて計算することができます。
- ◆ インド被用者年金制度(EPS)における老齢給付では、現在、10年の年金保険期間が必要ですが、インドの期間だけでは10年を満たさない場合、インドの期間と重複しない限りにおいて日本の年金保険期間を足し合わせて計算することができます。

日印社会保障協定のポイント②～保険期間の通算～

■ 老齢年金について(ケーススタディ)



協定発効前

◆ 日本(老齢年金)

受給資格要件:25年以上の年金保険期間
21年<25年→不支給

◆ インド(老齢年金)

受給資格要件:10年以上の年金保険期間
6年<10年→不支給

協定発効後

◆ 日本(老齢年金)

21年+6年=27年>25年→支給

- ただし、日本の年金給付額は日本の年金保険料を支払った期間に基づいて計算されます。(上記の場合は21年分)

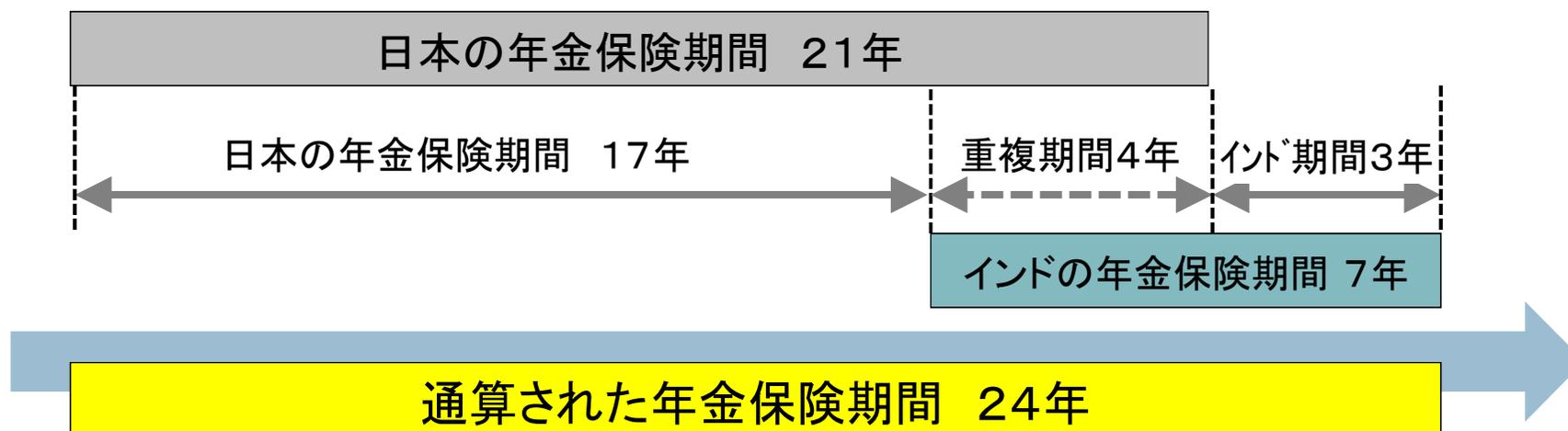
◆ インド(老齢年金)

21年+6年=27年>10年→支給

- ただし、インドの年金給付額はインドの年金保険料を支払った期間に基づいて計算されます。(上記の場合は6年分)

日印社会保障協定のポイント②～保険期間の通算～

■ 重複する保険期間がある場合の扱い



両国の年金保険期間で重複した期間はダブルカウントしません。

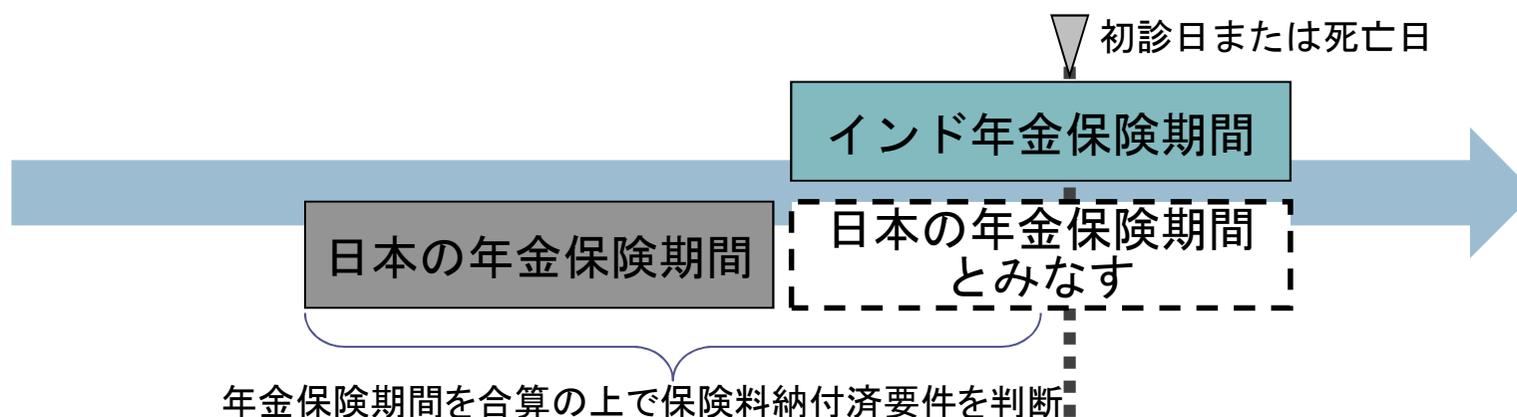
※ インドの年金保険期間と日本の年金保険期間を通算する場合において、重複する期間は算入できません。

→ 上記の場合には、現在のインドの基準(10年)は満たしますが現在の日本の基準(25年)は満たさないことになります。

日印社会保障協定のポイント②～保険期間の通算～

■ 障害年金および遺族年金について

(* インド年金加入中に初診日又は死亡日があった場合の例)



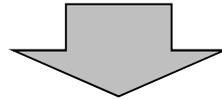
日本の年金保険期間だけでは保険料納付済要件（初診日または死亡日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が全被保険者期間の3分の2以上であること等）を満たさない場合には、インドの年金保険期間を日本の年金保険期間とみなしてこの要件を満たすことができるか判断します。

日本の障害年金または遺族年金には「初診日または死亡日において日本の年金制度に加入していること」という支給要件がありますが、初診日または死亡日がインドの年金制度に加入中である場合には、日本の年金制度に加入中であつたものとみなすことになります。

日印社会保障協定のポイント③～申請書の代理受理～

協定発効前

- 日本年金の申請は日本の年金担当窓口へ、インド年金の申請はインドの年金担当窓口へ、行っていただくこととなります。



協定発効後

- 日本の年金担当窓口で、インド年金の申請が可能となります。
- インドの年金担当窓口で、日本年金の申請が可能となります。

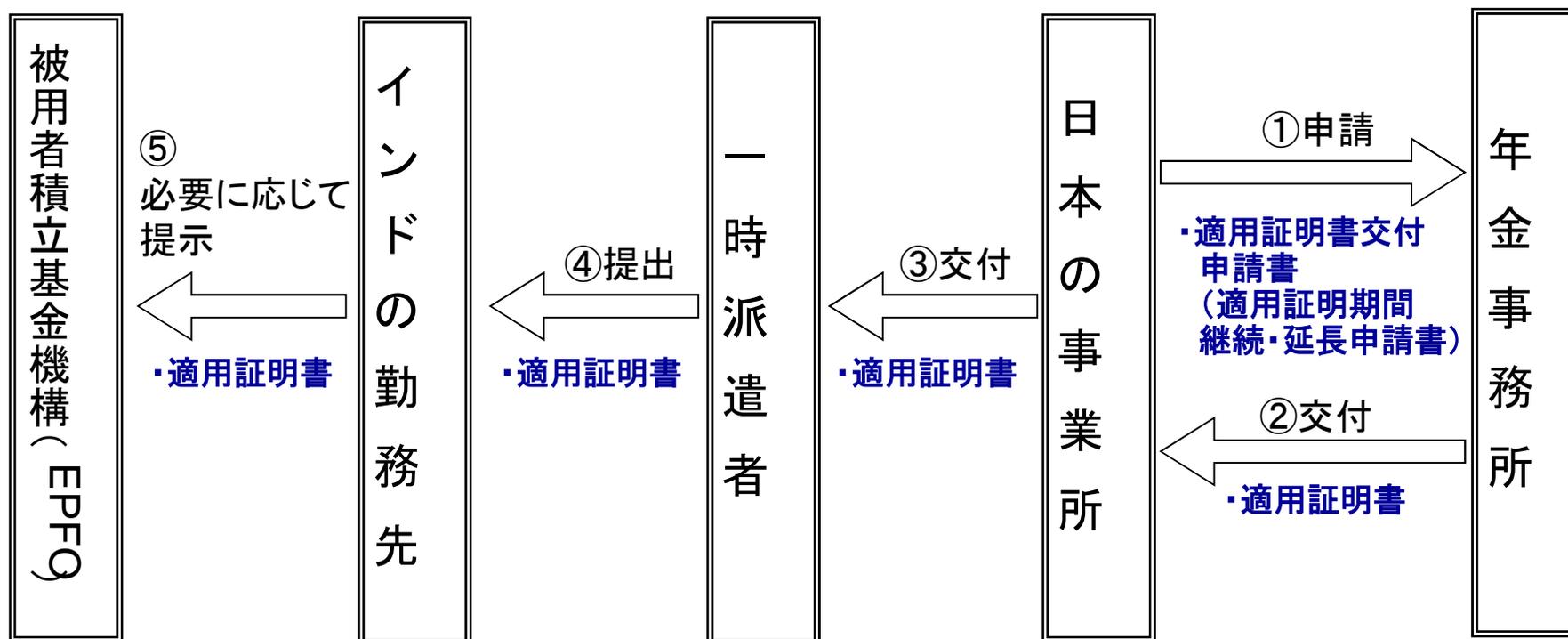
日本で申請が可能となる主なインド年金は次のとおりです。

- ✓ 被用者年金制度（EPS: Employees' Pension Scheme）
- ✓ 被用者積立基金制度（EPF: Employees' Provident Fund）

日印社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からインドへの一時派遣)

インド年金制度の適用免除を受けるには、派遣前に日本において「**適用証明書**」の発給を受ける必要があります。

■ 適用証明書の交付にかかる手続き



日印社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からインドへの一時派遣)

■ 適用証明書(日本側交付分)

(表)

社会保険に関する日本国とインド共和国との協定	
सामाजिक सुरक्षा पर जापान एवं भारत गणराज्य के मध्य समझौता AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDIA ON SOCIAL SECURITY	
भारत में कार्यरत लोगों के लिए जापानी सार्वजनिक पेंशन प्रणाली से संबंधित कानून के अंतर्गत सतत कवरेज का प्रमाणपत्र / Certificate of continuing coverage under legislation concerning the Japanese public pension systems for people working in India	
इन्दो में कार्यरत लोगों के लिए जापानी सार्वजनिक पेंशन प्रणाली से संबंधित कानून के अंतर्गत सतत कवरेज का प्रमाणपत्र / Certificate of continuing coverage under legislation concerning the Japanese public pension systems for people working in India	
1 <input type="checkbox"/> 被用者/कर्मचारी /Employee	
氏/अंतिम नाम/ Last Name (ローマ字/स्फट अक्षरों में / Roman letters)	名/प्रथम नाम /First Name 生年月日/जन्मतिथि /Date of birth 年/वर्ष /Y 月/मह /M 日/दिन /D
日本国における住所/जापान में स्थायी पता / Permanent Japan address	
基礎年金番号/ बेसिक पेंशन नंबर / Basic Pension Number	
2 日本国における事業所 /जापान में कार्यस्थल /Place of work in Japan	
事業所名/ कंपनी का नाम / Name of company	
所在地/ पता / Address	
3 インドにおける事業所 / भारत में कार्यस्थल / Place of work in India	
事業所名/ कंपनी का नाम / Name of company	
所在地/ पता / Address	
4 証明/ प्रमाण /Certification	
上記1にあげられた者は、次の協定条文中に該当するため、以下の期間、日本の公的年金制度(協定第2条1)について法の適用を受ける。 समझौते के निम्नलिखित अनुच्छेद के अनुसार, 1 में उल्लिखित कामगार को जापानी सार्वजनिक पेंशन प्रणाली से संबंधित कानून (समझौते के अनुच्छेद 2.1) द्वारा कवर किया गया है। The worker named in 1 is covered by the legislation concerning the Japanese public pension systems (Article 2.1 of the Agreement), in accordance with the following Article of the Agreement.	
該当条文/अनुच्छेद /Article	
期間 / अवधि / The period 年/वर्ष /Y 月/मह /M 日/दिन /D ~ 年/वर्ष /Y 月/मह /M 日/दिन /D	
5 連絡機関 / संकेत एजेंसी / Liaison agency	
名称/ नाम / Name _____ 印/मोहर / Stamp	
所在地/ पता / Address _____	
年月日/ दिनांक / Date _____ 年/वर्ष /Y 月/मह /M 日/दिन /D	

(裏)

(注 意 事 項)

- この証明書は、あなたが日本の公的年金制度に継続して適用されていることを証明するものです。
この証明書は、証明期間中、インドの公的年金制度の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。
- 派遣先のインドの事業所へ証明書の写しを提出してください。インドの当局から証明書の提示を求められたときは、提示してください。
- この証明書を紛失またはき損したとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書の交付申請をした年金事務所等に再交付の申請をしてください。
- この証明書の証明期間が、不測の事情により延長となる場合は、証明期間が終了する前に、この証明書の交付申請をした年金事務所等にご相談ください。

नोट:

- यह प्रमाणपत्र इस आशय का है कि आप जापानी जन पेंशन प्रणाली के अंतर्गत सतत कवर्ड हैं। यह प्रमाणपत्र इस बात का साक्ष्य है कि आपको भारत में अनिवार्य कवरेज पर कानून से छूट प्राप्त है।
- कृपया इस प्रमाणपत्र की एक फोटोकॉपी आप भारत में उस कार्यलय में प्रस्तुत करें, जिसमें आप कार्यरत हैं। यदि भारत में किसी प्राधिकारी द्वारा आपसे यह प्रमाणपत्र प्रस्तुत करने का अनुरोध किया जाता है तो आप कृपया ऐसा ही करें।
- यदि आपसे यह प्रमाणपत्र खो गया है अथवा आपने इसे फाड़ दिया है अथवा प्रसंग में कोई परिवर्तन हुआ है तो आप अथवा जापान में आपका नियोजक इस प्रमाणपत्र को पुनः जारी करने अथवा इसे अद्यतन करने के लिए जापान में जापान पेंशन सेवा के शाखा कार्यलय में तत्काल आवेदनपत्र प्रस्तुत करें।
- यदि प्रमाणपत्र में विद्यमान अवधि को अप्रत्याशित रूप से बढ़ाए जाने की आवश्यकता है तो आप अथवा आपका नियोजक जापान में जापान पेंशन सेवा के उस शाखा कार्यलय से परामर्श करें, जिसने आपको यह प्रमाणपत्र जारी किया था।

Note:

- This certificate is that you are continuously covered under the Japanese public pension systems. This certificate is evidence that you are exempt from the legislation on compulsory coverage of India. You should keep it at hand.
- Please submit a photocopy of this certificate to the office you work in India. In case you are requested to present the certificate by an authority in India, please do so.
- In case that you lost or tear this certificate or there is any change in the context, you or your employer in Japan should immediately submit an application for re-issuing or updating this certificate to the Branch Office of the Japan Pension Service in Japan.
- In case that the period of detachment in the certificate needed to be unexpectedly extended, you or your employer should consult with the Branch Office of the Japan Pension Service in Japan which issued this certificate you have.

日印社会保障協定の手続き～一時派遣期間の延長～ (日本からインドへの一時派遣)

一時派遣期間の延長の手続き

日本の事業主から年金事務所に対して「**適用
証明期間継続・延長申請書**」を提出し、新たな適用証明書の交付を受けて下さい。(交付後は派遣者本人に渡して下さい。)

日印社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からインドへの一時派遣)

協定発効前から派遣されている方々の手続き

① 日本側での手続き

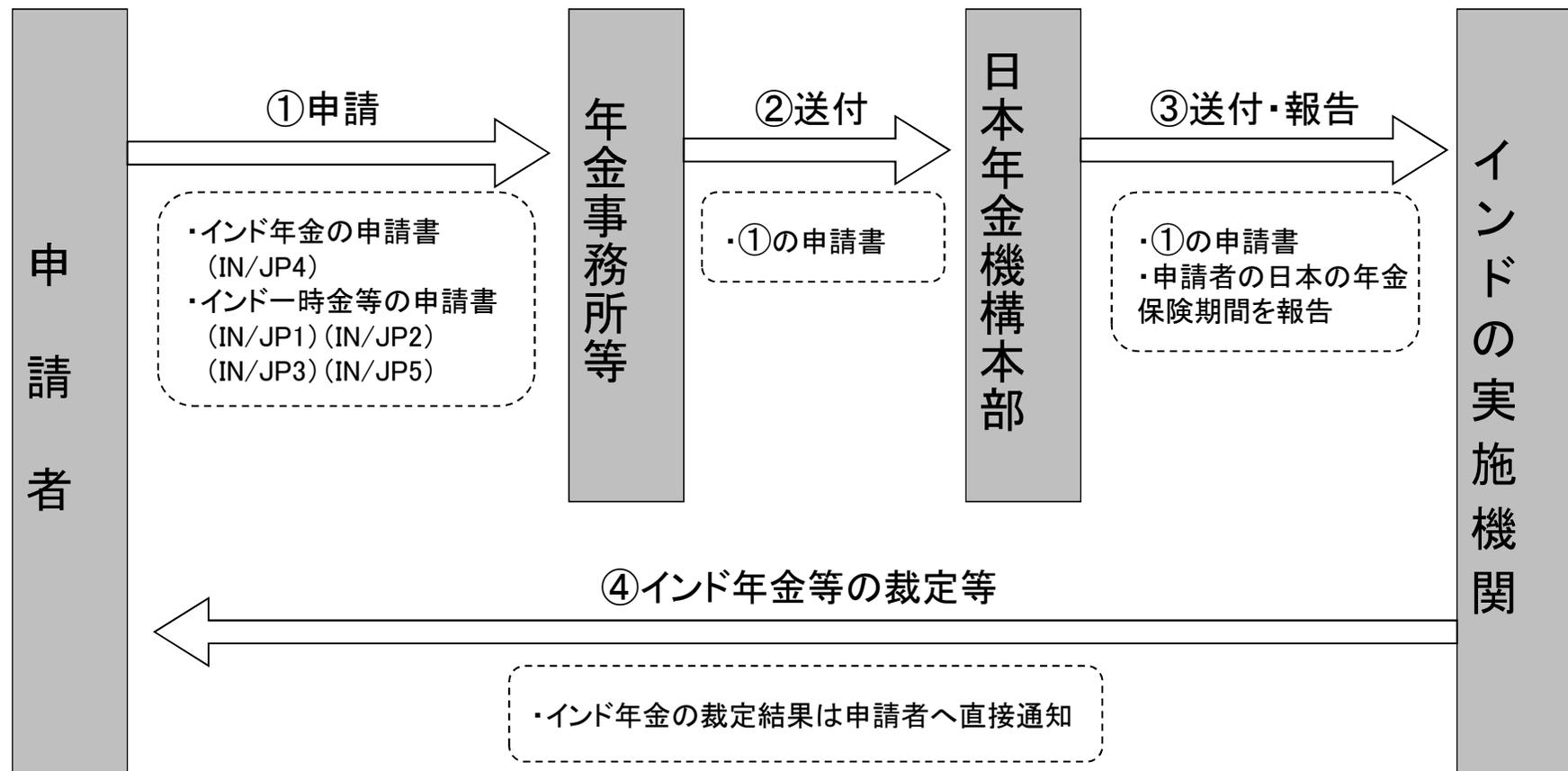
日本の事業主から年金事務所に対して適用証明書の交付申請を行い、適用証明書の交付を受けて下さい。(交付後は派遣者本人に渡して下さい。)

② インド側での手続き

EPFOに対してインド制度からの脱退手続きを行って下さい(その際には、EPFO側からの求めに応じて、日本側で発給された適用証明書をご提示下さい。)

日印社会保障協定の手続き～インド年金等の申請～

- インドの年金保険期間を有する日本居住者が、インドの年金等を請求する場合の流れ



日印社会保障協定の手続き～インド給付の申請～

ご注意ください！

インド年金等の申請に当たっての留意点

- インド年金等の申請書には「**1ルピー印紙**」の貼付が必要です。
- さらに、インド給付申請書の記載欄には、インドでお勤めされていた事業所の**雇用主による記載内容の証明**が必要です。



見本

1ルピー(100パイサ)
印紙

- 「1ルピー印紙」は、各社のインド現地法人等を通じて確保をお願い致します。
- EPF等に関してはインド制度脱退後すぐに請求できますので、可能であればインド出国前に給付申請書への「1ルピー印紙の貼付」「雇用主の証明の記載」をお済ませください。

日印社会保障協定の手続き～適用証明書～ (インドから日本への一時派遣)

適用証明書の入手方法

日本への一時派遣者にかかる適用証明書の交付申請については、インドの被用者積立基金機構 (EPFO: Employees' Provident Fund Organisation) に対して行って下さい。

日印社会保障協定の手続き～適用証明書～ (インドから日本への一時派遣)

協定発効前から派遣されている方々の手続き

① インド側での手続き

インドの事業主からEPFOに対して適用証明書の交付申請を行い、適用証明書の交付を受けて下さい。(交付後は派遣者本人に渡して下さい。)

② 日本側での手続き

日本年金機構(年金事務所)に対して日本制度からの脱退手続きを行って下さい(その際には、インド側で発給された適用証明書を提示して下さい。)

日印社会保障協定の手続き～適用証明書～ (インドから日本への一時派遣)

■ 適用証明書(インド側交付分)

(表)

आई.एन./जे.पी. 101
IN/JP 101

भारत गणराज्य एवं जापान के मध्य सामाजिक सुरक्षा पर करारनामा
AGREEMENT ON SOCIAL SECURITY
BETWEEN THE REPUBLIC OF INDIA AND JAPAN
社会保障に関する日本国とインド共和国との協定
(अनुच्छेद 7, 8 & 10) (Article - 7, 8 & 10) (第 7, 8 及び 10 条)
कररेज का प्रमाणपत्र / CERTIFICATE OF COVERAGE / 適用証明

1. कर्मचारी का विवरण / Details of Employee / 被用者に関する詳細事項:

1.1 पूरा नाम / Full Name / 氏名:
.....

1.2 जन्म तिथि / Date of Birth / 生年月日:
.....

1.3 राष्ट्रियता / Nationality / 国籍:
.....

1.4 कर्मचारी भविष्य निधि संख्या / Employees' Provident Fund Account No. of the member in India / इन्दो के 被用者 積立 基金 番号:
.....

1.5 स्थायी पता / Permanent Residence / 恒久的住所:
.....

2. भारत में नियोजकता / Employer in India / इन्दो के 雇用者

2.1 नाम / Name / 名称:
.....

2.2 पता / Address / 住所:
.....

(裏)

3. जापान में कार्य का स्थान / Place of work in Japan / 日本での就労場所:

3.1 नियोजक का नाम / Name of employer / 雇用者の名称:
.....

3.2 पता / Address / 住所:
.....

4. प्रमाण / Certification / 証明:

4.1 सामाजिक सुरक्षा करारनामा के अन्तर्गत अनुच्छेद के अनुसार बीमित व्यक्ति भारतीय विधान के अंतर्गत है / The insured person remains subject to the Indian legislation in accordance with the following article of the Social Security Agreement / 社会保障協定の次の条項に従って当該被保険者には引き続きインドの法令が適用されます。:
 7.1 7.2 8 10

4.2 से / from / から: तक / to / まで:

5. वर्तमान प्रमाणपत्र प्रदान करने वाली एजेंसी / Agency delivering the present certificate / 本証明書の発行機関:
.....

नाम / Name / 名称:
.....

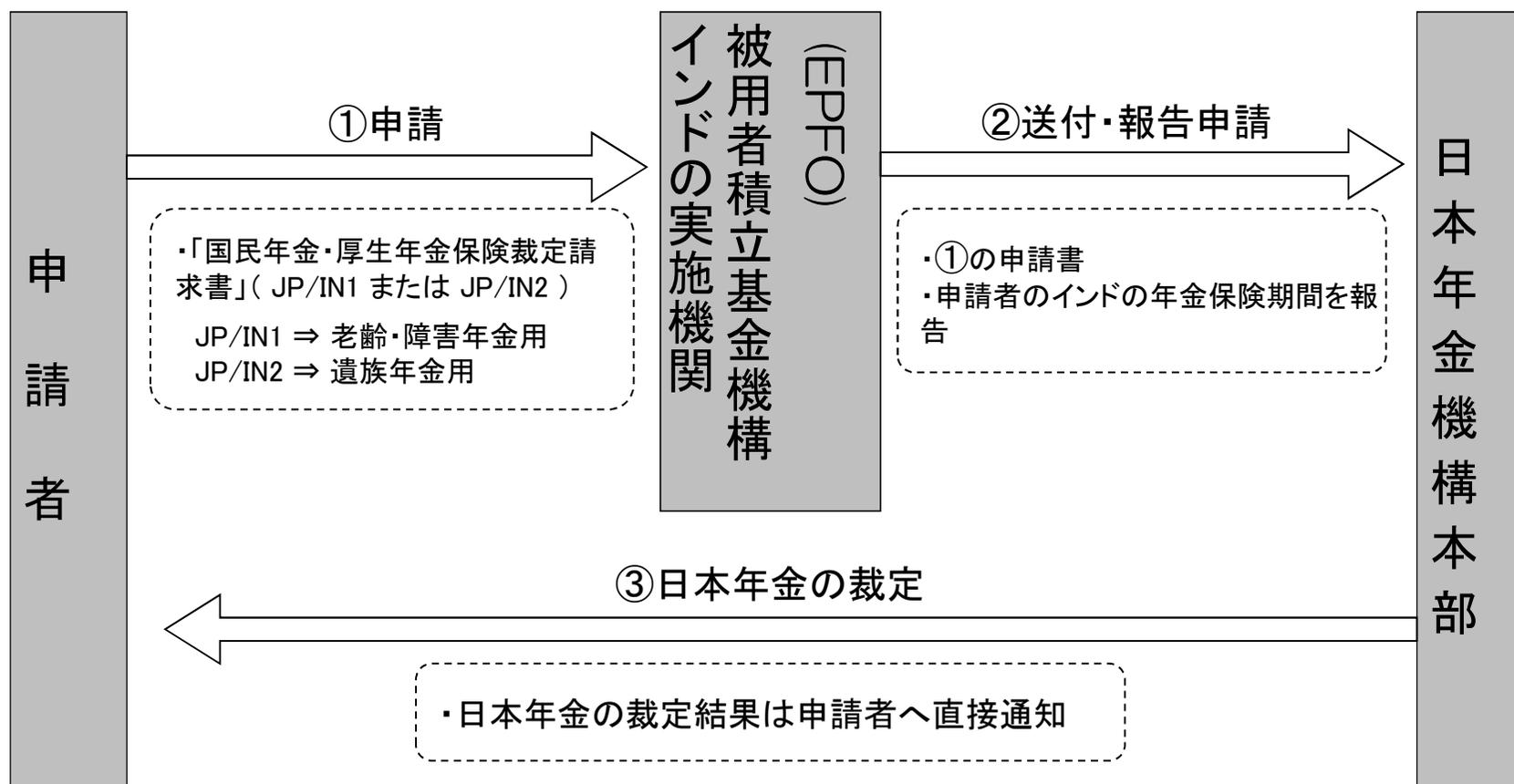
पता / Address / 住所:
.....

दिनांक / Date / 日付:

हस्ताक्षर / Signature / 署名: मोहर / Stamp / 印

日印社会保障協定の手続き～日本年金の申請～

- 日本の年金保険期間を有するインド居住者が、日本の年金を請求する場合の流れ



日印社会保障協定の手続き～日本年金の申請～

日本年金の申請に当たっての留意点

- **年金の申請**
年金を受給できる年齢になった時点以後に、年金担当窓口へ、裁定請求書に必要書類を添えて、提出してください。
- **年金の支払**
受給権発生日の翌月分から支給されます。
原則、支払は年6回(偶数月)、1回につき2ヶ月分が支給されます。
- **支払の時効**
年金の支払の時効は**5年**です。

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/>

または

日本年金機構 社会保障協定

検索

- 社会保障協定の概要・手続きを説明
- 各申請書が入手可能
- 協定相手国のホームページのリンク先を掲載

- 直近の協定発効状況を掲載

The screenshot shows the Japanese Pension Service website. The main content area is titled '社会保障協定' (Social Security Agreements). It includes a search bar, a navigation menu, and a main content area with sections for '社会保障協定とは何ですか？ 社会保障協定を締結する背景・目的' (What are social security agreements? Background and purpose of concluding them) and '各国との社会保障協定発効状況' (Status of social security agreement effectiveness by country).

The '社会保障協定とは何ですか？ 社会保障協定を締結する背景・目的' section explains that international exchange is becoming more active, and companies are sending employees overseas. It states that joining the Japanese social security system is necessary, and the insurance and contribution burden should not be too heavy. It also mentions that for a certain period, the national pension of the host country must be paid, and there are cases where the insurance burden becomes too heavy.

The '各国との社会保障協定発効状況' section provides the following information:

協定が発効済の国	署名済未発効の国
ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス	イタリア、インド、ハンガリー

日本年金に関する問い合わせ先

- 一般的な年金相談に関するお問合せ（ねんきんダイヤル）

（日本国内からおかけになる場合には）

0570-05-1165（ナビダイヤル）

（海外からおかけになる場合等には）

+81-3-6700-1165（一般電話）

※通話料は発信者負担となります。

※受付時間等の詳細は日本年金機構のHPでご確認ください。

インド年金に関する問い合わせ先

被用者積立基金機構
Employees' Provident Fund Organisation
(EPFO)

http://www.epfindia.com/site_en/ (英語)